

## 「私設取引システムにおける電子記録移転権利の取引等に関する規則」の制定等に関するパブリックコメントの結果について

令和 5 年 6 月 30 日  
一般社団法人日本 STO 協会

本協会では、「私設取引システムにおける電子記録移転権利の取引等に関する規則」の制定等について、令和 5 年 4 月 28 日から同年 5 月 29 日までの間、パブリックコメントの募集を行いました。

この間に寄せられた意見・質問（1 件、法人・団体 1 社）及びそれらに対する考え方は、以下のとおりです。

項番	該当箇所	意見の概要	意見の理由	考え方
1	第 7 条第 2 号 発行体又は運用会社等のウェブサイト等における適時の情報提供の情報内容の公表に関する事項	発行体又は運用会社等の Web サイトにおける公表はせず、第 8 条第 2 号にある PTS 運営正会員の Web サイト等に掲載する形のみにするべきではないでしょうか	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資家や証券会社等としては個別銘柄の情報が発行体ごとに別の Web サイトに掲載されても認識するのが困難</li> <li>一方、発行体等としては自社サイトでの開示負担と PTS 運営正会員への報告が重複する作業となり負担が大きい</li> <li>その結果、発行体負担が大きいことに対して投資家や証券会社等への情報提供としての価値が非常に少ないことから不要とすべきと考えます</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本号では、発行体又は運用会社等のウェブサイト等における適時の情報提供の情報内容の公表の有無を含む具体的な公表方法を PTS 運営正会員と発行体との間で契約により定める旨を規定しているに過ぎず、発行体又は運用会社等のウェブサイト等での情報内容の公表を直接義務付けるものではありません。</li> <li>適時の情報提供を含む情報開示はあくまでも発行体が行うものであること、適時の情報提供に必要な情報を運用会社等が保有している場合、当該運用会社等の協力を得る必要があることを踏まえ、投資者の利便性を向上させるために、発行体又は運用会社等のウェブサイト等において適時の情報提供の情報内容の公表を行う旨等を PTS 運営正会員と発行体との間で契約上定めることも考えられます。</li> </ul>